

給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

今後の流れ

在籍報告

(毎年4月・7月・10月) ※採用初年度は7月と10月のみ。
スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告は、年3回あります。

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること。

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は
給付奨学金の振込みが止まります。

継続願・適格認定

◎12月～1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付奨学金継続願」の提出

※貸与奨学金も受けている方は、そちらも提出すること。

【重要】適格認定の基準は、貸与と給付で異なります。十分ご注意ください。

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得
状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることが
あります。

※10月以降の支援区分は、9月下旬にスカラネットパーソナルで各自ご確認ください。

授業料減免申請について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

- ・第Ⅰ区分 授業料全額免除
- ・第Ⅱ区分 授業料2／3免除
- ・第Ⅲ区分 授業料1／3免除
- ・支援区分外 授業料減免なし

【重要】年に2回(後期分8～9月・次年度前期分1～3月予定)授業料減免継続申請が必要です。

(「A様式2」を申請期間内に提出。提出しなかった場合授業料減免認定が受けられません。)

授業料減免結果通知は前期分8月、後期分1月頃発送予定です。通知に従って納付願います。

注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活
支援課までお問い合わせください。

TEL :089-927-9168

MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp